○ e-Taxを利用した確定申告について

|検索♪ をご覧ください。

e-Taxでは、税務署に出向くことなく、様々な手続きがご利用になれます。

- (例) インターネットを利用して所得税、消費税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続、税金の納付(ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー(Pay-easy)対応のATMを利用した全ての税目)
- ◇ 所得税等の確定申告を e − T a x で行う場合、生命保険料控除の証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から 5 年間保存しておく必要があります。)。
- ◇ 自宅や税理士事務所から e T a x で還付申告を行う場合、書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- ◇ 所得税等の確定申告書はマイナンバーカードを利用して、ご自身のスマホで確定申告書を作成し、eーTaxで送信することができます。

スマホを利用すれば、給与所得の源泉徴収票の記載内容をカメラで読み取ることができるほか、青色申告決算書や収支内訳書も作成することができ、申告書の控えもスマホに保存することができます。

近年は、ご自宅からe-Taxにより確定申告される方のうち、約半数の方がスマホを利用して申告しています。

マイナンバーカードを利用して確定申告書をe-Taxで送信するには、マイナンバーカードを取得する際に登録した「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)」と「署名用電子証明書の暗証番号(6~16桁)」が必要になりますので、いま一度、暗証番号のご確認をお願いします。

詳しくは、税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm) にご相談いただくか、 e - T a x ホームページ (https://www.e-tax.nta.go.jp又は e - T a x

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。





○ 年末調整でお困りのときは " ふたば " にご相談ください

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット(ふたば)に質問する」へ

◇ パソコン及びスマホから (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm) パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。 ■■■■



〇 財産を相続したとき

相続税は、亡くなられた人(被相続人)の相続人等が、相続や遺贈などによって被相続人の財産を取得した場 合に、その取得した財産を基に課される税金です。

相続税の申告は、その取得した財産の価額と相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額 (債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が基礎控除額を超える場合に 必要となります。

この場合、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から 10 か月 目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出され る場合には、納税しなければなりません。

なお、基礎控除額は、「3,000 万円+(600 万円×法定相続人の数)」により計算した金額です。

おって、国税庁ホームページに法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の 申告手続の要否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されているほか、相続 税申告書の記載の仕方について分かりやすく解説した「『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用 した相続税申告書の記載例」等が掲載されていますので、是非ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp 又は 国税庁 | 検索) をご覧ください。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談 等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予 約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

〇 e-Taxによる納付手続と源泉所得税等の納期限

給与などの支払の際に徴収した所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税等」といいます。)は、給与な どを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

なお、納付すべき税額がない場合であっても、翌月10日までに給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書(以 下「納付書」といいます。)を税務署へ提出していただく必要があります。

源泉所得税等の納付又は納付書を提出する際は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して納付 書の作成・提出から納付の手続を一度に行える簡単便利なダイレクト納付もご利用できます。

また、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続をすることにより、源泉所得税等の納付を 年2回にまとめて納付することができる源泉所得税等の「納期の特例」制度があります。

具体的には、次表を参照してください。

源泉所得税等の納期の特例制度	
区分	納付期限
1~6月の支払いの際に徴収した源泉所得税等	7月10日
7~12月の支払いの際に徴収した源泉所得税等	翌年1月20日

※ 納付期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限とな ります。

源泉所得税等のことでお分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページの「令和5年版源泉 徴収のしかた(令和4年12月)」をご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata r05/01.htm 又は 国税庁



○ マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利 用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、今後、 マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。 マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカード を取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。



■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

〇 キャッシュレス納付のご案内

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

その他のお問合せ 050-3818-1250 050-3816-9405 0120-0178-26

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さま の安全確保のためにも、「非対面」により納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしておりま

0120-0178-27

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

マイナンバー制度について

納税手続	概
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、 $e-Tax$ による簡単な操作で預貯 \oplus
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座 からの引き落としにより納税する方法です。
インターネット バンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、 窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。